

別表第一(第5条関係)

第 期 決 算

(記載上の注意)

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

第1号様式

貸借対照表(年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		普 通 預 金	
預 け 金		定 期 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		そ の 他 の 預 金	
買 現 先 勘 定		譲 渡 性 預 金	
債券貸借取引支払保証金		コ ー ル マ ネ ー	
買 入 手 形		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
商 品 有 価 証 券		売 渡 手 形	
商 品 国 債		コマーシャル・ペーパー	
商 品 地 方 債		借 用 金	
商 品 政 府 保 証 債		再 割 引 手 形	
その他の商品有価証券		借 入 金	
金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
国 債		新 株 予 約 権 付 社 債	
地 方 債		そ の 他 負 債	
短 期 社 債		未 払 法 人 税 等	
社 債		未 払 費 用	
株 式		前 受 収 益	
そ の 他 の 証 券		従 業 員 預 り 金	
貸 出 金		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
割 引 手 形		先 物 取 引 差 金 勘 定	
手 形 貸 付		借 入 商 品 債 券	
証 書 貸 付		借 入 有 価 証 券	
そ の 他 資 産		売 付 商 品 債 券	
前 払 費 用		売 付 債 券	
未 収 収 益		金 融 派 生 商 品	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	

先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 金融商品等差入担保金 社債発行費 その他の資産 有形固定資産 建物 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無形固定資産 前払年金費用 繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	リース債務 資産除去債務 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金 繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 危機対応準備金 特定投資準備金 特定投資剰余金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ××積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 株式引受権 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 有形固定資産の減価償却の方法
 - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ④ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
 - ⑤ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑥ リース取引の処理方法
 - ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)
- (4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
- (8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (9) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (10) 親会社株式の金額
- (11) 株式会社日本政策投資銀行の有する債権(社債(当該社債を有する株式会社日本政策投資銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)をいう。)のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)
 - ② 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(①に掲げるものを除く。)をいう。)
 - ③ 3月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(①及び②に掲げるものを除く。)をいう。)
 - ④ 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①から③までに掲げるものを除く。)をいう。)
 - ⑤ 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)
- (12) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (14) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金

の金額)

- (15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項(会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。)
- (16) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (17) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。
- (18) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。
- (19) 関係会社の株式又は出資金の総額
- (20) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
- (21) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (22) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (23) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
 - ① 1株あたりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第2項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)
 - ② 当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
 - ③ 上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項
- (24) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (25) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (26) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項
- (27) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の

22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項
(28) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24
及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項

(29) 資産の部の社債(株式会社日本政策投資銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(30) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第2条の22第1項(改正法附則第2条第1項及び第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法附則第2条の23第1項及び第7項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。

3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。

7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第2号様式

損益計算書（ 年 月 日から
 年 月 日まで）

（単位：百万円）

科 目					金 額
経	常	収	益		
資	金	運	用	収	益
貸	出	金	利	息	
有	価	証	券	利	息
コ	ー	ル	ロ	ー	ン
買	現	先	利	息	
債	券	貸	借	取	引
買	入	手	形	利	息
預	け	金	利	息	
金	利	ス	ワ	ッ	プ
そ	の	他	の	受	入
役	務	取	引	等	収
役	務	取	引	等	収
そ	の	他	業	務	収
外	国	為	替	売	買
商	品	有	価	証	券
国	債	等	債	券	売
国	債	等	債	券	償
金	融	派	生	商	品
そ	の	他	の	業	務
そ	の	他	経	常	収
貸	倒	引	当	金	戻
債	却	債	権	取	立
株	式	等	売	却	益
金	銭	の	信	託	運
そ	の	他	の	経	常
経	常	費			
資	金	調	達	費	
預	金	利			
譲	渡	性	預	金	利
コ	ー	ル	マ	ネ	ー
売	現	先	利	息	
債	券	貸	借	取	引
売	渡	手	形	利	息

	コ	マ	ー	シ	ャ	ル	・	ペ	ー	パ	ー	利	息
	借		用			金						利	息
	短		期			社						債	利
	社					債						利	息
	新	株	予	約	権	付	社	債	利	息			
	金	利	ス	ワ	ッ	プ	支	払	利	息			
	そ	の	他	の	支	払	利	息					
役	務	取	引	等	費	用							
役	務	取	引	等	費	用							
そ	の	他	業	務	費	用							
外	国	為	替	売	買	損							
商	品	有	価	証	券	売	買	損					
国	債	等	債	券	売	却	損						
国	債	等	債	券	償	還	損						
国	債	等	債	券	償	却	損						
社	債	発	行	費	償	却							
金	融	派	生	商	品	費	用						
そ	の	他	の	業	務	費	用						
営		業		経		費	用						
そ	の	他	経	常	費	用							
貸	倒	引	当	金	繰	入	額						
貸		出		金	償	却							
株	式	等	売	却	損								
株	式	等	償	却									
金	銭	の	信	託	運	用	損						
そ	の	他	の	経	常	費	用						
経		常		利		益							
(又	は	経	常	損	失)								
特		別		利	益								
固	定	資	産	処	分	益							
負	の	の	れ	ん	発	生	益						
金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金	取	崩	額
そ	の	他	の	特	別	利	益						
特		別		損		失							
固	定	資	産	処	分	損							
減		損		損		失							
金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金	繰	入	額
そ	の	他	の	特	別	損	失						
税	引	前	当	期	純	利	益						

(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
(又は当期純損失)	

(記載上の注意)

- 1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。
(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- 9 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(この様式に掲げる当期純利益又は当期純損失から当該事業年度の末日において法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上される額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を当期純利益金額又は当期純損失金額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)
- (2) 当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- (3) 上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項
- 10 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。
- 11 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本											評価・換算差額等			株式 引受権	新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益				評価・換算差額等合計	
					資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																			
新株の発行	××				××		××						××						××
政府の出資		××	××										××						××
資本準備金から特定投資準備金への振替			××		△××		△××						—						—
国庫納付		△××	△××	△××									△××						△××
特定投資準備金から資本準備金への振替			△××		××		××						—						—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				△××						××	××		—						—
剰余金の配当								××		△××	△××		△××						△××
当期純利益										××	××		××						××

その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				×						△	△		—						—
自己株式の処分												×	×						×
・・・ ・・・																			×
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)														×	×	×	×	×	×
当期変動額合計	×	×	×	×	×	—	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他利益剰余金のうち別表第6に掲げる当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入される旨を注記すること。
- 6 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 7 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 8 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。
- 9 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)又は当該事業年度の前事業年度における企業結合(同条第27項に規定する企業結合をいう。)に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。